

事後審査型一般競争入札（電子入札）の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成 2 0 年告示第 6 8 号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成 1 7 年規則第 3 9 号）第 1 0 5 条及び佐久市電子入札実施要綱（平成 2 8 年告示第 2 0 号）第 4 条の規定により公告する。

令和 8 年 3 月 11 日

佐久市長 柳 田 清 二

1 入札対象工事

工 事 名 (発 注 課)	令和 7 年度（繰越） 道路メンテナンス事業 3 1 号橋松井橋 橋梁（上部工）修繕工事 (建設部 道路建設課)
工 事 場 所	佐久市 内山 舞台 地区
工 事 概 要	橋梁修繕工 L = 5 4 . 6 m W = 6 . 4 m 橋面防水工 A = 2 3 5 m ² 橋面舗装工 L = 5 2 . 3 m W = 3 . 5 m (車道) A = 1 8 3 m ² L = 3 4 . 6 m W = 1 . 5 m (歩道) A = 5 2 m ² 伸縮装置取替工 L = 2 0 m
工 期	契約日から令和 8 年 10 月 30 日まで
備 考	・建設業法施行令（昭和 3 1 年政令第 2 7 3 号）第 6 条に基づき、見積り期間を短縮しています。 ・佐久市電子入札実施要綱に定める入札方式による対象案件である。

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条の規定に基づき、上記工事の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、佐久市建設工事等入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登録されている者で、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」全て満たす者とする。

(1) 有資格者名簿に登録されている業種ごとの等級格付	・土木一式工事の登録があり、その等級格付が A ・ B ・ C 級の者であること。
(2) 有資格者名簿に登録されている建設業許可区分	・土木工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。
(3) 配置技術者の資格等	・建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 26 条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。 ・配置技術者は、原則として入札参加申請日以前 3 か月以上の恒常的な雇用関係があること。 ・その他「佐久市建設工事の配置技術者について」に示す主任技術者等を配置できること。
(4) 本店等の所在地	・本店が佐久市内にあり、かつ有資格者名簿の地区情報において市南部地区（野沢・中込・臼田）として登録されていること。
(5) その他	・建設業法第 27 条の 23 に規定する有効な経営事項審査の結果の通知を受けていること。 ・佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条第 3 項及び第 4 項の規定に該当する者でないこと。

3 入札の日程等

入札手続等	期間 ・ 期日等	場所 ・ 留意事項等
設計図書等の閲覧	令和8年3月11日（水）から 入 札 日 ま で	・入札情報システムへの掲載、佐久市企画部契約課（本庁4階）
入札参加申請受付	令和8年3月11日（水）から 令和8年3月12日（木）まで （最終日は電子入札システムが稼働している時間まで）	・電子入札システムにより提出のこと。 ・添付書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書（様式第1号）」とする。
設計図書等の入札	令和8年3月11日（水）から 入 札 日 ま で	・入札情報システムよりダウンロードすること。
設計図書等に関する質問受付	令和8年3月12日（木） （午前8時30分から 午後5時15分まで）	・質問書様式は市ホームページからダウンロードすること（質問内容がわかるように具体的に記載すること）。 ・発注課（建設部 道路建設課）へ持参又は電子入札システムにより提出すること。
質問回答の期日・方法	令和8年3月13日（金）以降	・発注課より入札情報システムにて回答する。
入札書等の提出期限	令和8年3月16日（月） 午前8時30分から 令和8年3月17日（火） 午後5時まで	・電子入札システムにより提出すること。
再度入札における入札書の提出期限	令和8年3月19日（木） 午後3時まで	・電子入札システムにより提出すること。
入札開札日時・場所	令和8年3月19日（木） 午前8時30分から	・佐久市役所 6階 601会議室
落札者の決定等	・失格基準価格を下回った者（以下「失格者」という。）は、落札者とならない。 ・失格者は、当該対象入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加することはできない。 ・予定価格の制限の範囲内で、失格基準価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日（閉庁日の場合はその翌日）に提出すること。 ・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行うものとする。 ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して2日（閉庁日の場合はその翌日）以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し連絡する。	
入札参加資格確認申請書提出について（落札候補者）	・提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認書（様式第2号）」 「配置技術者決定届（様式第3号）」 「建設工事に係る営業所専任技術者名簿一覧」（様式第6号）」及び「建設業許可申請に提出した専任技術者証明書（写し）」＊契約金額（税込）が、4,500万円（建築一式は9,000万円）以上の場合のみ。 「有効な経営規模等評価結果通知書総合評価値通知書の写し」 「現場代理人及び主任技術者等の通知書」 「現場代理人及び主任技術者（又は監理技術者）の経歴書」 「主任技術者及び監理技術者の資格を証する書類」 「現場代理人及び主任技術者（又は監理技術者）の雇用関係を証する書類」及び市が指定したものとする。 ・落札候補者として決定された日の翌日（閉庁日の場合はその翌日）までに持参又はメールにより提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。 ・入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所：佐久市企画部契約課（本庁4階）	

入 札 結 果 の 公 表	・ 入札情報システム、佐久市企画部契約課（本庁 4 階）において閲覧にて公表する。
---------------	---

4 入札事項等

入 札 事 項	・ 入札回数は 2 回とし、第 2 回の入札をしても落札できないときは、第 2 回の最低入札者と地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は 2 回までとする。なお、見積書提出期限については別途契約課より連絡する。 ・ やむを得ず紙入札により入札に参加しようとする者は、佐久市電子入札実施要綱第 8 条の規定による所定の手続を行うこと。 ・ 落札者の決定に当たっては、電子入札システムに入力された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった総額の 110 分の 100 に相当する金額を電子入札システムに入力すること。 ・ 詳細な内訳について、発注課より提出を求められた場合は、当該工事の金抜設計書又は参考数量書に準じた内訳書を改めて提出すること。
低入札価格調査制度	・ 適用なし
失 格 基 準 価 格	・ 適用あり 佐久市建設工事等の入札における失格基準価格制度実施要綱（平成 24 年告示第 107 号）による。
入 札 保 証 金	・ 免除 （ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の 100 分の 5 の納付を要する。）
契 約 保 証 金	・ 契約請負代金額の 10 分の 1 の金銭的保証
前 払 金	・ 佐久市工事の前金払に関する取扱規程（平成 17 年訓令第 56 号）の規定による。
中 間 前 払 金	・ 佐久市工事の中間前金払に関する取扱規程（平成 20 年訓令第 14 号）の規定による。
部 分 払 金	・ 佐久市財務規則第 138 条の規定による。
債 務 負 担 行 為	・ 適用なし
入 札 の 無 効	・ 佐久市電子入札実施要綱第 11 条、佐久市財務規則第 111 条及び佐久市建設工事事務処理規程（平成 17 年訓令第 54 号）別記入札心得第 8 条の規定による。

5 入札金額の内訳書について

令和 7 年 12 月 12 日付けの「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に基づき、入札参加者は材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費を明示した工事費内訳書を提出してください。

なお、必要な内容の記載がない場合は、佐久市建設工事事務処理規程の入札心得第 8 条第 9 項の取扱いとし「入札の無効（失格）」となりますので、ご注意ください。

6 その他の事項

- ・ 佐久市電子入札実施要綱、佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、御参加ください。
- ・ 請負者は下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人としてください。

6 担当部課（問合せ先）

公 告 の 内 容	佐久市企画部契約課	（佐久市中込 3056）	TEL. 0267－62－3084（直通）
工 事 の 内 容	佐久市建設部道路建設課	（佐久市中込 3056 南棟）	TEL. 0267－62－3381（直通）